

放送コンテンツのインターネット配信に関する
倫理的な問題の合理的な対応
Reasonable Correspondence to the Ethical Issues related to
the Webcast Contents

< 要 旨 >

放送アーカイブの構築は、「e-Japan 戦略 II」の先導的取り組み（5. 知）でも取り上げられた重要な施策である。その施策は、放送アーカイブを活用した放送コンテンツのインターネット配信の促進を指向している。ここで、放送コンテンツのインターネット配信をすすめるうえで、著作権とプライバシーの問題がある。この問題に関しては、著作権と関連権および肖像権について、財産権と人格権との連携の関係からの対応が必要である。もうひとつの課題として、倫理的な問題がある。本報告は、まず教育に関するコンテンツに焦点をあてて、放送コンテンツの形態を想定する。そして、その放送コンテンツのインターネット配信に関する倫理的な問題を放送倫理と情報法制との関係から分析する。さらに、放送コンテンツの制作・流通システムの開発事例を紹介し、倫理的な問題に関する合理的な対応について検討する。

<キーワード>

著作権、プライバシー、人格権、コンプライアンス、倫理

<ABSTRACT>

Construction of broadcast archive is important enforcement of policy which taken up in the leading approach (5. knowledge) of the "e-Japan Strategy II". It is oriented to the promotion of webcast contents by utilizing the broadcast archive. Here, in relation to the distribution of broadcast content through the internet, there are copyright and privacy issues. As to these issues, it is necessary to be considered copyright and related rights as well as portrait rights in relation to the economic rights and moral rights. As another challenge, there are ethical issues. This report focuses on learning objects to assume webcast contents' form. And analyze the ethical issues concerning with the webcast contents in relation to the broadcast ethics and the information law. In addition, introduce the examples of the development of a production and distribution system of webcast contents, then consider the reasonable correspondence concerning with the ethical issues.

<Keyword>

copyright, privacy, moral rights, compliance, ethics

児 玉 晴 男

Haruo KODAMA

放送大学 / 総合研究大学院大学

The Open University of Japan / The Graduate University for Advanced Studies

1. はじめに

放送アーカイブの構築は「e-Japan 戦略 II」の先導的取り組み（5. 知）でも取り上げられた重要な施策であり、その施策は放送アーカイブを活用した放送コンテンツのインターネット配信の促進を指向している。しかし、その施策は、うまく履行されている状況にあるとはいえない。その障害となっているのは、放送コンテンツの利用・使用を送信するための法制度と社会制度の問題である。本報告は、放送コンテンツのインターネット配信を促進するうえの著作権とプライバシーとの問題とともに、もうひとつの課題である倫理的な問題に対して、放送倫理と情報法制に関する分析から、合理的な対応について検討する。

2. 放送コンテンツの形態

放送コンテンツは、放送番組をアーカイブ利用によって放送番組そのままストリーミング配信する形態がビジネスモデルとなりうることはないだろう¹⁾。ここで、放送コンテンツとは、放送番組がドキュメンテーションとともに、さらに多様なメディアで存在するコンテンツがメディアミックスとして連携する形態を想定している。その一事例として、マサチューセッツ工科大学（MIT）が 2001 年から OCW（OpenCourseWare）プロジェクトによって講義内容の資料のネット環境での公開が想起される。

この MIT OCW プロジェクトは、東アジアにおいても広がりを見せている。ただし、そのコンテンツの形態は、MIT OCW と同じように、多様な講義資料の陳列といえるものである。その MIT OCW プロジェクトの中に、MIT OCW の中国版の精品課程がある²⁾。精品課程は、わが国であまり注目されることはないが、一つの器の中に、演奏曲があり、講義資料として、テキスト、図表、写真、講義映像、さらに論文データが収納されている。

精品課程のコンテンツの構造は、わが国の放送大学も 2009 年に会員となっている JOCW（Japan Opencourseware Consortium）や韓国の KOCW（Korea Open Courseware）の講義資料の形態とは、異なる展開を見せている。もし MIT OCW のコンテンツの形態がアメリカの社会環境から形成され、また精品課程も同様に考えられるのであれば、わが国のコンテンツの形態は現状とは別な検討が必要になろう。

放送大学は、JOCW のウェブで放送コンテンツを公開する。しかし、そこには、印刷教材のコンテンツは含まれていない。ところが、精品課程は、放送番組教材と印刷教材をあわせもった電子書籍端末に対応する形態といえる。そして、その形態と OCW の形態との関連から、それらの素材どうしが相互に関連した形態がビジネスモデルとして放送コンテンツの対象になろう。それは、著作物の多様な構造からなる（図 1）。その著作物を利用・使用するためには、放送コンテンツのインターネット配信における著作権とプライバシーの問題および倫理的な問題が検討されなければならない。

3. 放送コンテンツのインターネット配信の課題

放送コンテンツのインターネット配信を促進するためには、著作権とプライバシーとの問題および倫理的な問題の対応が必要である。

3. 1 著作権とプライバシーの問題

放送大学では、『放送教材ハンドブック』に、放送教材の実際の権利処理を踏まえて、放

送教材の制作に関する著作権の一般的な解説がある。たとえば放送大学教材についていえば、放送番組教材はNHK エデュケーショナルが、印刷教材はNHK 出版が権利処理を行っている。ただし、一般的な解説と実際の権利処理にあたっての関係が不十分であり、まずそれが明確にされる必要がある。

わが国においては、著作権だけでなく、著作者人格権、出版権、実演家人格権、著作隣接権についても総合的にとらえておく必要がある。そして、放送コンテンツに関しては、五つの権利（著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権、著作隣接権）を総合した権利管理のもとに機能することになる^[3]。また、放送コンテンツのインターネット配信の障害となっている肖像権は、人格権（プライバシー権）と財産権（パブリシティ権）が融合する権利である。ここで、プライバシー権は、人格権の性質を有する。

上記から、著作権とプライバシーの問題は、著作権法制のもとに、人格権と財産権の双対の関係からとらえた権利処理が必要である。

3. 2 倫理的な問題

放送コンテンツのインターネット配信をすすめるもうひとつの課題である倫理的な問題がある。放送大学では、放送大学学園放送番組基準によって、倫理的な問題への対応が規定されている。この放送番組基準は、放送倫理基本綱領（1996(平成8)年9月19日）に準拠する。放送倫理基本綱領は、日本民間放送連盟と日本放送協会は、各放送局の放送基準の根本にある理念を確認し、放送に期待されている使命を達成する決意を新たにするために、放送倫理基本綱領（1996(平成8)年9月19日）を制定している。

その中で、放送は、民主主義の精神にのっとり、放送の公共性を重んじ、法と秩序を守り、基本的人権を尊重し、国民の知る権利に応じて、言論・表現の自由を守るとしている。そして、放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようつとめるとする。また、一般基準で、編集にあたっては人権を尊重し、自由と民主主義とを基調とするとなっている。

放送コンテンツは、国内でとどまるものではなく、国外での視聴が可能なものである。したがって、放送倫理基本綱領の内容が意味するものは、倫理的な問題は、各国の社会環境（法制度、社会制度等）との関係から理解するものであり、それぞれ一部を切り出して相互に比較対照し判断することは合理性に欠ける。それは、著作権とプライバシーの問題においても、同様である。ここでは、情報法制（著作権法制、情報公開法制、個人情報保護法制等）の中の人権からの対応になる。

4. 放送コンテンツの倫理的な問題の対応

放送コンテンツの著作権とプライバシーの問題は、著作物である放送コンテンツの財産権と人格権に関わるものである。放送コンテンツの倫理的な問題は、放送コンテンツの権利の保護と権利の制限に関わるものといえる。したがって、放送コンテンツの倫理に関する問題の適切な対応は、著作権法制の権利の制限の中で行われる行為に対して、情報法制の人格権と財産権との関係を考慮することになる（図2）。放送コンテンツは、情報法制の対象であり、情報公開法制や個人情報保護法制の対象になる。それらは、人格権でとらえられる対象であるが、当然、人格権と財産権との融合・連携から権利や倫理は考慮され

ることになる。

上記の放送コンテンツの合理的な利用・使用の観点から、放送コンテンツの制作・流通システムについて、研究開発を行っている。それは、権利管理を考慮して構造化したコンテンツをシラバス、レジュメ、無料の外部データ、有料の外部データへのリンクに階層化することによって、コンテンツ自体がコンテンツ管理と権利管理に関する情報システムを内包するものとなる。そして、コンテンツの編集・加工システムは、それらコンテンツをコンテンツ管理と権利管理を考慮して組み合わせ編集・加工することでカスタマイズして、放送コンテンツの多様な提供が可能になる。

放送コンテンツが制作され流通するためには、コンテンツ自体がコンテンツ管理と著作権管理とが連携した機能を有していなければならない^[4]。この観点から、放送コンテンツが合理的に利用され使用されるためのコンテンツの制作・流通システムを提案し、そのツール群を公開している^[5]。上記のコンテンツは、権利が複雑に絡んだコンテンツの著作権等・肖像権等情報を管理し、権利処理が済んだかどうかを把握する機能を付加している。原則として、権利処理がすべて済んだもののみがコンテンツの利用者に提供され(図3(a))、権利処理が未完了であれば部分的な表示となる(図3(b)、(c))。後者のとき、コンテンツの利用者は、コンテンツの提供者に利用料を支払うことによってすむ場合がある。ただし、放送コンテンツの提供者と著作権等管理事業者や著作権者との間で調整困難な内容については、コンテンツの利用者に直接表示や案内を行うようなことも必要になる。著作権・肖像権情報が把握されたコンテンツは、インターネット配信時などの状況では、著作権等・肖像権等情報が著作権等管理事業者のシステムに受信できるような仕組みを埋め込む必要がある。

5. まとめと今後の展望

放送コンテンツのインターネット配信においては、わが国の社会環境に適合した権利面と倫理面との相互の関係から検討されなければならない。ここに、放送コンテンツの利用・使用を促進するためには、コンテンツの公開・非公開を前提にする人格権と財産権との相互の対称関係を考慮しなければならない^[6]。この問題は、情報法制および社会環境との総合的な検討を要しよう。

ここで、アメリカで1960年代に用いられたコンプライアンスは、命令や要求に応じることを意味し、守るべき規範は法律に限らず、社会通念、倫理や道徳を含まれる。この観点に立てば、放送コンテンツのインターネット配信にあたっての問題は、著作権法制の人格権と財産権との関係および権利の保護と権利の制限との関係、そして著作権法制および情報公開法制と個人情報保護法制等との抵触から総合的に検討される対象である。そして、その検討は、さらに各国の社会環境(社会通念、倫理や道徳)との総合的な比較対照により行われることになる。ここで、その社会環境の差異のパターンとしては、大陸法系と英米法系だけでなく、東アジア漢字圏における比較検討を必要とする。

謝辞：本研究は、放送文化基金平成21年「助成・援助分(人文社会・文化)「放送コンテンツのインターネット配信に関する倫理的な問題の研究」(研究代表者：児玉晴男)(平成22年度実施)による。

参考文献

- [1] 長井暁(2008)「世界の映像アーカイブの現状と課題」、放送研究と調査、58(3)、46-59。
- [2] http://www.core.org.cn/core/localcourse/course_subject.aspx
- [3] 児玉晴男(2009)「東アジアにおける学習コンテンツのネット公表に関する著作権と関連権の合理的な関係」、情報通信学会誌、Vol.26、No.4、29-40。
- [4] 児玉晴男・柳沼良知・鈴木一史(2009)「放送コンテンツのインターネット配信におけるコンテンツ管理と著作権管理、FIT2009 第8回情報科学技術フォーラム講演論文集、第4分冊、495-500。
- [5] <http://resource01.code.ouj.ac.jp/~mediamix/>
- [6] 児玉晴男(2009)「情報公開における不開示情報の人格権の保護と制限について」、第5回(2009)日中公法シンポジウム 論文集、58-68、中国・学府大飯店。

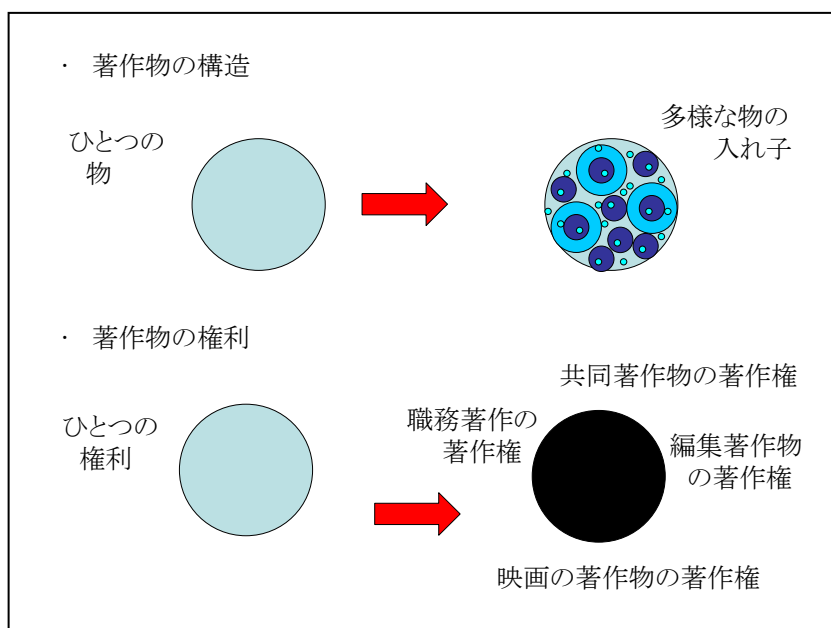


図1 放送コンテンツの著作物の構造と権利の関係

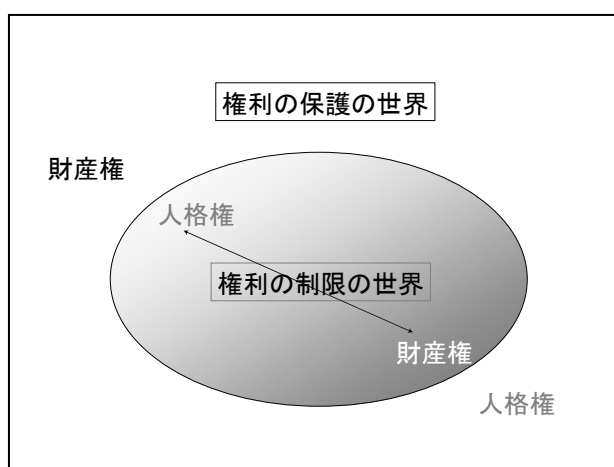


図2 放送コンテンツの利用・使用における著作権法制における権利の保護と著作権法制における権利の制限（情報公開法制、個人情報保護法制）における人格権と財産権の対称関係

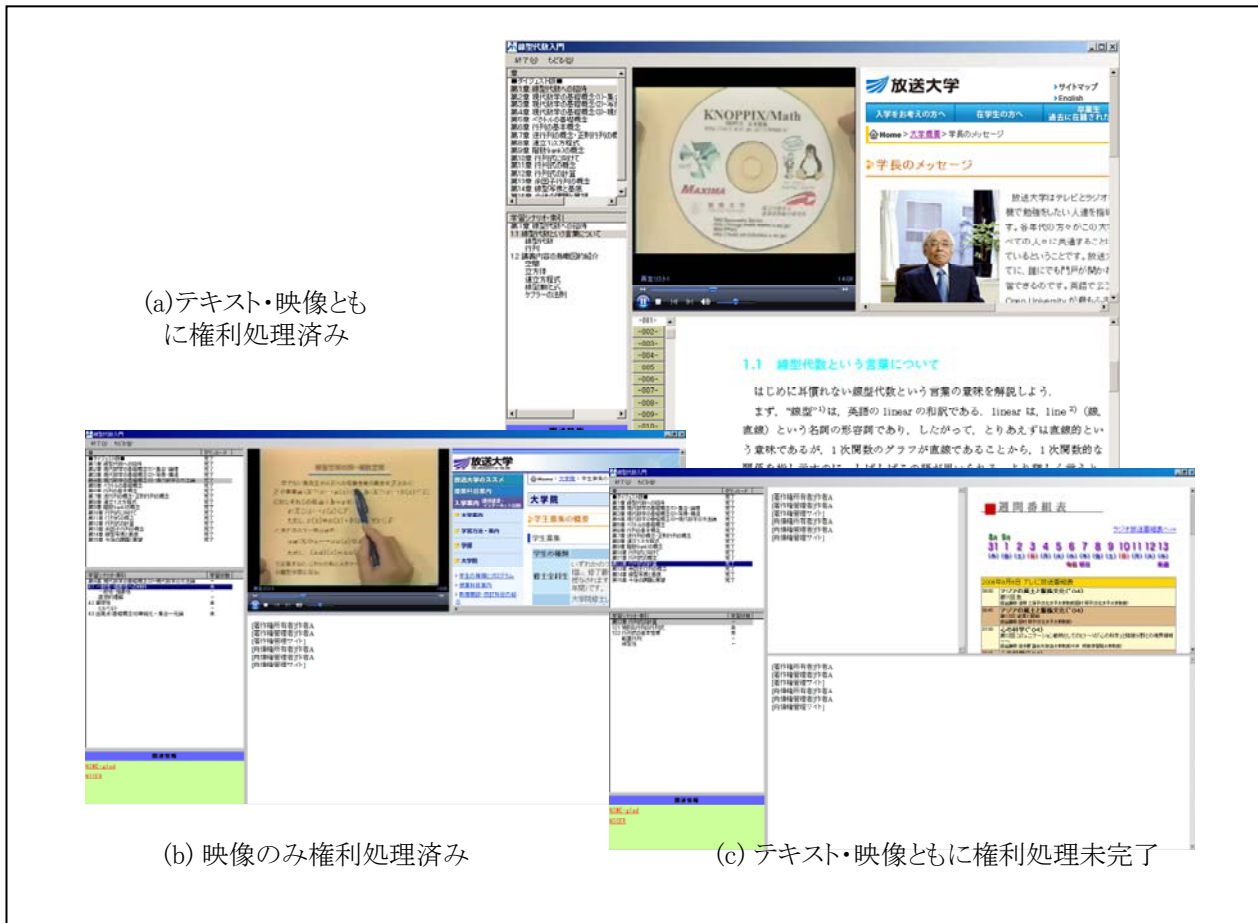


図3 コンテンツの制作・流通システムによる放送コンテンツの表示例